

第45回釧路地方裁判所地方裁判所委員会

議事概要

議題 「刑事事件における通訳人の確保及び育成について」

1 開催日時

令和5年6月27日（火）午後1時30分から午後3時10分まで

2 開催場所

釧路地方・家庭裁判所集会室

3 出席者等

(1) 地方裁判所委員会委員

青沼潔、片野美紀子、片山信、黒田理、沢田和泰、清水政秀、高橋正明、武部雅充、田中知子、西山育彦（50音順・敬称略）

(2) 裁判所（説明者）

井草健太（刑事部総括裁判官）、高嶋博之（地方裁判所刑事首席書記官）、澤田徹也（地方裁判所刑事訟廷管理官）、樽本光弘（地方裁判所事務局長）

(3) 庶務

籾本純子（地方裁判所事務局総務課長）、久保卓朗（地方裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事概要

(1) 新任委員紹介及び挨拶

新たに地方裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され、挨拶をした。

(2) 議事の進行について

長谷川浩二委員長が転出したため、片山信地方裁判所委員会委員長代理が議事を進行した。

(3) 委員長の互選

委員の互選により、青沼潔委員が地方裁判所委員会委員長に選任された。以後の議事については、青沼潔委員長が進行した。

(4) 前回委員会でも出された意見に対する検討、取組状況等

別紙「報告要旨」のとおり報告された。

(5) 裁判所からの説明等

裁判所から、刑事事件における通訳人の実情等について説明を行った後、法廷の見学を行った。

(6) 意見交換

裁判所からの説明等についての感想及び質問を交え、意見交換を行った（要旨は、別紙「発言要旨」のとおり。）。

(7) 次回開催日時及び議題

ア 開催日時

令和6年2月20日（火）午前10時00分から午後0時00分まで

イ 議題

職員の人材確保と人材育成について

（地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催）

(別紙)

報 告 要 旨

前回（令和5年2月10日）開催の地方裁判所委員会において、「裁判員制度の広報の在り方について」というテーマで、委員の皆様方から様々な御意見をいただいた。

同委員会において、若年層に興味を持ってもらえるようなマンガやドラマ、映画などのツールがあると効果的である、教育現場に積極的に関わって若年層に意識付けを行うべきである、自らウェブサイトで申し込む方法は敷居が高く、裁判所が学校等に積極的に出向く出前講座を重点的に行っていくべきである、模擬裁判は様々な方に裁判員を体験してもらえるので裁判所や裁判員制度を知ってもらう良いきっかけとなるといった御意見をいただいた。今後も裁判員制度については、いただいた御意見を踏まえ、媒体、方法及び内容を含め、様々な視点から検討を続け、より一層国民に認知していただけるよう積極的な広報活動に努めていきたい。

(別紙)

発 言 要 旨

委 員： 通訳人の報酬はどの程度支払われるのか。また、通訳人には何らかの行動制限等の義務などはあるのか。

説明者： 通訳人に対する行動制限等はない。また、報酬についてお示しできる明確な基準はない。

委 員： 裁判所における通訳人の報酬は、一般的な通訳の相場よりも高いのか。

委 員： 少人数規模のイベントのオンライン通訳で、十数万円くらいかかるといふのを見たことがあるので、裁判所の報酬は決して高いというわけではないと思う。

裁判所での通訳は、語学力も必要で、専門性も高く、非常に重要な役割を果たすものだと思うが、一方で、先ほどの説明だと、通訳人になるためのハードルはそれほど高くないように感じた。そのため、定期的に研修を受けなければならないだとか、資格制度を導入しないと、質の維持は難しいと感じた。

また、裁判所での通訳が頻繁にあるというわけではないとのことなので、他の業務をしながら裁判所の通訳をすることになると思われるが、そうすると拘束される時間が負担になると思われるので、リモートでの通訳の活用を増やしていく必要があるのではないかと感じた。

委 員： 通訳人候補者が少ない理由の一つに、言語の特殊性が挙げられると思う。学校で英語やフランス語などを勉強することはあっても、ベトナム語やポルトガル語などを勉強することはほとんどない。そして頻繁に選任されるわけではない。さらに、報酬も高くない。そのような中で、裁判において言語によって不利益を被ってはいけないという強い正義感や使命感を持って、通訳人に登録されている方もいらっしゃるかもしれないが、そのような方は決して多くはないと思うので、文明の利器の力を

借りるしかないのではないかと感じた。

委員： 事件によっては複数の通訳人が必要だが、その人数を確保できないという話があった。今、チャットGPTというものがあり、これはデータベースに2019年までのデータが大量に蓄積されているとのことである。裁判所においても、通訳人に、法廷での通訳がないときに報酬を支払って過去の判例等を翻訳してもらい、多言語のデータベースによる通訳システムを作成するというのも一つの方法ではないかと思う。そして、裁判で通訳人が、通訳システムによる翻訳が間違っていないことを確認できるのであれば、必ずしも複数の通訳人がいなくても良いのではないかと思う。

委員： 例えば大学の法学部の中で、法律に関する翻訳に特化した教育というのがあってしかるべきではないかと思う。私の業界でも、私たちが当たり前に使っている専門的な用語が、一般の方に通じないということがあるので、早いうちに専門的な教育を受けた方が通訳することが一番良いと考えるからである。

委員： 今、実際に通訳人確保のための声掛けはしているのか。

説明者： 現在、特定の方々に向けた声掛け先はない。

委員： やはり専門性が高いという特徴があるので、司法を目指す志の高い若者に声を掛けるであるとか、中国語やベトナム語の通訳が全体の6割ぐらゐを占めているということなので、ベトナムや中国の方で、日本語のスキルの高い方に声を掛けるというのが良いのではないかと思う。

委員： 検察庁では、必要な場合にホームページを通じて募集をしているところもある。それ以外には、通訳人の口コミを通じて確保するという方法もあり得る。

ある時期からベトナム語の通訳の必要性が増えてきており、日本在住のベトナム人の方等に通訳を依頼していたが、さらに大学と連携し、講

義に出向いて、留学生の方々に捜査通訳や法廷通訳という仕事があることを紹介した。

育成の観点では、やはり通訳の正確性が重要であるため、大学の研究者の方に協力していただいて、スキルアップとしてセミナーを実施したこともある。

外部と連携をして良かったと思うのは、実際に通訳の経験がある方を講師に招いて講義をしていただけたことである。通訳人を対象に、通訳をするときのポイントやアドバイスをしていただいたり、取調べをする検察官を対象に、外国人の取調べの際にどのようなことに注意するとスムーズに通訳ができて正確性を保てるかということの説明していただいたことがあった。このような取組を広げていくのも良いのではないかと思う。

委員： 通訳人と被疑者が外国語で話していると、弁護人は全く理解できない。被疑者からすると、母国語を話せる人がいるとすごく親近感を感じて、いろいろ話をしたがる人もいるので、本当に弁護人が言った内容が正確に通訳されているのか、通訳人との私語も含まれているのかは全く分からず、弁護人としては通訳人を信頼するしかない。例えば共犯事件で被疑者に連絡役として利用される可能性もあるので、通訳人にはモラルが要求されると思う。正確に通訳されているのかという疑問もあるので、まずは機械で翻訳をして、その翻訳が正しいかをチェックしてくれる人がいれば、正確性も担保でき、より良いのではないかと思う。

委員長： 弁護士会として、外国人事件や通訳事件に対する適切な弁護のための研修や、外国人を意識した研修などは実施されているのか。

委員： 日弁連が実施した研修をウェブ上で視聴することができるので、そのようなものを活用している。

委員長： 裁判所では通訳人に対する研修で具体的にどのようなことを実施して

いるのか。

説明者： 基礎研修として、通訳人候補者になりたての方や法廷通訳の経験があまりない方を対象に、各地裁で年に1回程度、模擬裁判などを通じて研修を実施したり、高等裁判所の所在地において、もう少しレベルの高い方を対象に、否認事件の模擬裁判などを行う法廷通訳セミナーという研修を実施している。さらにレベルの高いセミナーは東京や大阪などで開催されている。

委員長： 私はある庁で、6年間ほど通訳人の指導や教育を担当したが、法廷通訳の経験が豊富なベテランの方と、新人の方が共同して通訳するのが一番効果的だということで、模擬裁判を実施して、先輩が後輩の通訳をチェックするという形を採ったところ、通訳人の資質が向上するということを実感した。

委員： 通訳人のパンフレットは裁判所だけに置いているのか。

説明者： 大学や市役所などに郵送で配布している。

委員： 今後、積極的に声を掛けていくなどの計画はあるのか。

説明者： 昨年、管内支部でベトナム人の事件が多く、市役所に相談することも考えたことがあった。その際はたまたま通訳人が確保できたため、相談には至らなかったが、今後はそのようなことも考えられるかと思う。

委員： 現在物価が上昇していることを受けて、通訳人の報酬を上げるなどの予定はあるのか。

説明者： そのような予定があるのかは分からない。

委員： 現在、どの業種も人手不足で悩んでいる。そのため、人手が足りないから人を増やすではなく、発想を変えて、この少ない人数でどうやってできるかを考えると、今後、AI活用の需要は高まってくるので、規則等を変えていくことも含めて通訳のあり方を考えていったほうが良いのではないかと思う。

委員： 過去に、裁判で通訳人が誤った通訳をしたという事例があったと思うが、自分が通訳をしてもらう立場だったらと思うと空恐ろしい感じがした。通訳が必要な裁判で工夫していることはあるか。

説明者： 複雑な事件だと、スキルの高い方にやっていただかなければならないため、慣れた方に依頼するということになるが、そればかりしていると裾野が広がっていかないというところ問題があるので、なかなかジレンマを抱えているところではある。

委員長： 裁判員裁判で通訳が必要な事件を担当したことが結構あるが、裁判員裁判は、連日開廷であつという間に判決まで進んでしまうので、通常の事件以上に、より一層適正な通訳が必要である。最初の公判期日で初対面の通訳人がいきなり通訳を開始するというのはリスクが高いので、公判期日前に実施される争点整理手続などの早い段階で通訳人に来てもらい、実際に被告人とのやりとりができているか確認し、問題があれば違う通訳人を選任して、本番前の段階でスクリーニングするという工夫で適正を保つということをしてきた。